

経営会議の内容

件 名	大和市介護保険条例の一部改正について
所 管 部	健康福祉部
日時・場所	平成27年 1月19日（月） 9：00 ～ 9：55 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、議会事務局長、介護保険課長、高齢福祉課長
提 出 理 由	第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び介護保険法の改正に伴い、介護保険料等の改定を行いたいため
会議経過	【主な意見等】 ・介護保険給付準備基金（以下「基金」という。）の取り崩しを行わない場合、保険料の基準額はどのくらいの上昇率になるのか。 （所管部）基金の取り崩しを行わない場合、保険料の基準額は、月額5,264円で、7.6%の上昇率となる。 ・今後の高齢化の進行により、2025年ごろには、介護会計の状況がさらに厳しくなると思われるが、基金を取り置く考えはないのか。 （所管部）基金については、原則として、それぞれの計画期間において全額取り崩すという考え方がある。法の規制があるわけではないが、介護保険料の上昇緩和のために取り置きすることはできないものと捉えている。 ・介護報酬の改定について、介護サービスの内容によって改定率に多寡があると思うが、介護給付費等の積算にどのような影響があるのか。 （所管部）介護報酬の改定率は、介護職員の処遇改善が+1.65%、認知症や要介護度の高い高齢者向けの事業への上乗せが+0.56%で、それ以外については-4.48%となっている。介護給付費等の積算にあたっては、平均の改定率である-2.27%をそれぞれの事業に乗じて算出している。 ・介護保険料の積算方法は、各自治体とも同じだと思うが、保険料の基準額の上昇率に差が出るのはなぜか。 （所管部）第1号被保険者数の伸びや、介護施設の整備数、基金の取り崩し規模によって、差が出ているものと考えられる。 ・介護保険料の上昇率について、本市が1.4%であるのに対し、県内他市では、おおむね10%を超えている。介護保険料の上昇を抑えたことにより、他市に比べて介護施設の整備が遅れるなどの弊害は起きないか。 （所管部）平成26年3月時点で、本市の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホームのベッド数は、第1号被保険者1,000人あたり平均31.4床となっている。これは、県内の市では、上から6番目の充足率となっており、施設整備はかなり進んでいる状況であると捉えている。 ・市内の特別養護老人ホームには、市外の人はいくら入所しているのか。また、市外の人が市内の特別養護老人ホームに住所地を移した場合は、市の負担増につながるのか。 （所管部）特別養護老人ホームの入所者の90%以上が市内在住者である。また、市外の人が住所地を特別養護老人ホームに移した場合には、移動する前の市が全額負担するとの、法律の定めがある。 《次ページに続く》

	・低所得者に対する保険料の軽減は、会計上どのような影響があるのか。 （所管部）低所得者の軽減部分については、国が 1/2、県が 1/4、市が 1/4 を負担するが、消費税増税分が割り当てられることとなっており、介護保険料とは別に財源が確保される予定である。 ・第 5 期計画と比べて、地域支援事業費はどのくらい伸びるのか。また、増額の要因は何か。 （所管部）地域支援事業費は、第 5 期計画では約 5 億円、第 6 期計画では約 15 億円となっており、3 倍ほどの増額となる。増額の要因は、地域包括ケアシステムの構築や介護予防・日常生活支援総合事業などによるものである。
会議結果	案のとおり、進めていく。